

平成 30 年 7 月 6 日

食品表示法第 6 条第 1 項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第 12 条第 1 項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令（案）に関する意見募集について

1 意見募集の対象

食品表示法第 6 条第 1 項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第 12 条第 1 項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令（案）

（食品表示法第 6 条第 1 項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第 12 条第 1 項の規定に基づく申出の手続を定める命令改正（案）の概要については、以下の URL を御参照ください。）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080045&Mode=0>

2 意見募集の趣旨

無菌充填豆腐については、消費者委員会答申（平成 30 年 6 月 13 日府消委第 131 号。以下「答申」という。）を踏まえ、従来の冷蔵保存の豆腐とは別に、常温保存の豆腐に対応した新しい表示方法が食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に規定されます。

また、防かび剤（フルジオキソニル）についても、答申を踏まえ、用途名と物質名の併記が義務付けられる対象食品を追加します。

今般、以上の 2 点を踏まえた食品表示法第 6 条第 1 項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第 12 条第 1 項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令（案）を作成いたしました。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、食品表示法第 6 条第 1 項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第 12 条第 1 項の規定に基づく申出の手続を定める命令改正の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

平成 30 年 7 月 6 日（金）から平成 30 年 8 月 4 日（土）まで
（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

【1】氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）

【2】職業（法人その他の団体にあつては業種）〔任意〕

【3】住所

【4】電話番号

【5】電子メールアドレス（お持ちの場合）

【6】御意見及びその理由

- * 御意見が600字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますようお願いいたします。
- * FAX又は郵送で御提出の場合、別途様式を用意しておりますが、【1】～【6】の項目が記載されていれば、他の様式を用いての御提出も可能です。

（1）電子メールの場合

E-mail：i.shokuhin6@caa.go.jp宛て

- * 電子メール件名を「食品表示法第6条第1項に関する命令改正（案）について」としてください。

（2）FAXの場合

FAX番号：03-3507-9292 消費者庁食品表示企画課 意見募集担当宛て

- * 表題を「食品表示法第6条第1項に関する命令改正（案）について」としてください。

（3）郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

消費者庁食品表示企画課 意見募集担当宛て

- * 封筒表面に「食品表示法第6条第1項に関する命令改正（案）について」と朱書きしてください。

5 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。
- 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、その旨御了承願います。
- 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。
- 電子メールでの御意見は、テキスト形式の電子メールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理致しかねますので、その旨御了承願います。

本件に関する問合せ先
（担当）消費者庁食品表示企画課
高橋、東
TEL：03-3507-9222（直通）
FAX：03-3507-9292